

県民の絆

2016

VOL.

50



暴力団追放三不運動

ワン
+1

暴力団を利用しない

暴力団を恐れない

暴力団に金を出さない

暴力団と交際しない



公益
財団法人

福岡県暴力追放運動推進センター

神社・仏閣シリーズ／筑豊一宮風台八幡宮社（福岡県田川市）

ご挨拶

公益財団法人
福岡県暴力追放運動推進センター
専務理事 藪 正孝



本年、4月から福岡県暴力追放運動推進センターの専務理事となりました藪と申します。よろしくお願いいたします。

暴力団は「仁侠」団体？

福岡県は、全国最多5団体の指定暴力団が存在し、また、暴力団員による発砲事件、市民に対する襲撃事件が相次ぎ、「暴力の街」と言う人もいました。

一昨年来、福岡県警による工藤會トップらの度重なる検挙、隔離など、福岡県における暴力団対策が着実に成果を上げていると感じています。ただ、福岡県から直ちに暴力団が無くなる情勢とは思えません。「暴力団は悪いことをするが、中にはいいヤクザもいる」と言われると、何となく納得してしまう人もいるのではないのでしょうか。

数年前、全国で暴力団排除条例が施行された際に、一部の評論家、作家などのグループが「『暴力団排除条例』の廃止を求め、『暴対法改定』に反対する共同声明」を出したことがありました。その中の一人は、「日本のやくざには約500年の歴史があり、長い間、権力・市民社会の双方から利用されてきた。やくざはまぎれもなく一定の役割を果たしてきた。決して100パーセント社会の敵でありつづけてきたわけではない。」と書いています。

興味深いのは、暴力団容認論を語る人達が、古くは幡随院長兵衛、清水の次郎長から、昭和の三代目山口組組長田岡一雄については語っても、現在進行形の暴力団の実態、特にその資金獲得活動については触れようとしないことです。

個人的な話になりますが、工藤會を中心に暴力団の取締りを担当していた関係上、過去、現在のヤクザ、暴力団について少し勉強してきました。結論としては、「時にまじなヤクザはいても、良いヤクザなどどこにもいない」ということです。

暴力団のトップは自ら手を汚す必要はありません。工藤會の野村悟総裁は多額の脱税で検挙、起訴されました。

以前、六代目山口組の篠田建市組長が中央紙のインタビューで、組の資金源について質問され「基本は正業だ」と答えていました。また、末端組員の中に一部不屈き者がいるが、「山口組は厳しく覚醒剤と不良外国人との接触を禁じている」と語っていました。篠田組長が10億円、山口組ナンバー2の高山清司若頭が15億円の保釈金を即金で支払いましたが、どのような「正業」でその金を稼いだのでしょうか。

以前、県内の山口組員の活動実態について調べてみたところ、対象者約80名の50%以上が覚醒剤の検挙歴を有し、しかも大半は組から何の処分も受けていませんでした。

組織的犯罪に対する新たな捜査手法

暴力団が無くならない理由の一つに、最近まで暴力団対策に特化した法令が存在しなかったことがあると思います。平成3年に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」が制定され、平成21年以降、福岡県を嚆矢に暴力団排除条例が制定され、暴力団は弱体化しつつあります。ただ、捜査手法の面においては決して充分ではありませんでした。

本年5月、薬物・銃器犯罪など一部の組織的犯罪において、自ら犯行を認め、捜査・公判に協力する被疑者・被告人に対し、求刑等において便宜を図る、協議・合意制度や刑事免責制度を含む改正刑事訴訟法が成立しました。また、厳格な規制の下での通信傍受の要件緩和も認められました。これらの手法は、アメリカやイタリアなど多くの国で組織的犯罪対策に大きな成果を上げています。これらの新たな取締手法については、福岡県知事、北九州・福岡両市長が、暴力団対策法の改正とともに、何度も国に対し要請をされてきました。今後、この新たな手法が、暴力団取締りにおいても効果を発揮することを心より祈っています。

暴力団からの離脱・就労支援

「なぜ暴力団員に仕事の斡旋までするのか」と疑問をお持ちの方もいると思います。暴力団員の多くは、覚せい剤密売やみかじめ料名目の恐喝、中にはニセ電話詐欺や組織的窃盗事件を繰り返しています。存在そのものが社会に取って大きなマイナスです。元々、真面目に働くのがいやで暴力団に入った者もいます。せっかく離脱しても、再び暴力団に戻ったり、新たな犯罪に手を染める者も出てきます。

一方で、離脱を機に真面目に働きたいと考えている者も多くいます。当センターは、そのような暴力団員、元暴力団員、そしてその家族のために、少しでも力になりたいと考えています。この点につきましても、皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

暴力団対策は危機管理

暴力団が存在し、各種違法・不当な行為を続けている現状において、暴力団対策は、個人や事業者・各種団体の皆様にとって、ある意味で、究極の危機管理かもしれません。

当センターでは無料相談、各種会議・集会等への講師派遣を行っています。

これからも、暴力団の存在しない福岡県のため、ご支援、ご協力をお願いいたします。

福岡県警察本部

暴力団対策部長 千代延 晃平



暴力団対策部長の千代延でございます。

県民の皆様におかれましては、平素から警察業務各般、とりわけ暴力団排除活動につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことに対し、心からお礼申し上げます。

さて、県内の暴力団情勢であります。工藤会の最高幹部らを凶悪事件や資金源犯罪で波状的に逮捕する等してきた結果、暴力団から離脱する者が急増する等、本県の暴力団対策は大きく前進しております。

そうした効果もあり、暴力団からの不当な資金要求に関する情報提供も多くなされるようになり、それらの情報を基に恐喝、暴対法違反等により暴力団員を逮捕するというケースも昨年以降急増しております。

これは、暴力団対策が進展していることの現れである反面、未だに暴力団が県民や事業者の皆様から資金を獲得するため、水面下で寄生し続けようとしていることの現れでもあると言えます。

暴力団の壊滅、真の弱体化を進めていくためには、捜査機関による取締りと社会全体での暴力団排除活動を連動させた各種対策を推進していくことが不可欠です。

そして、暴力団対策が大きく進展している今こそ、暴力団排除活動、暴力団との決別を進めていく絶好のチャンスと言えます。

本年2月の県議会において、暴力団排除条例が改正されました。

改正内容の一つが、条例上禁止されている暴力団に対する資金提供等について、過去にそうした事実があったとしても、将来の暴力団との決別を誓約する方々に対しては、公安委員会による勧告を実施しないというものです。

暴力団と決別するための環境整備は着実に整備されています。

また、暴力団離脱者の社会復帰対策も重要な課題となっております。

更生を目指し、暴力団からの離脱を決意した者が、社会に受け入れられない等の理由で、再び暴力団に戻り、犯罪に手を染めるようなことがあれば、社会にとっても大きなマイナスとなります。

こうした観点から、県警察では、暴力団の社会復帰対策を暴力団総合対策の一環として取り組んでいるところであります。

県警察では、今後とも、暴力団の壊滅に向け、県民の皆様の安全を確保した上で、取締りをはじめとした暴力団総合対策を推進してまいります。

引き続きご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、県民の皆様方のご多幸とご活躍を祈念して私の挨拶といたします。

事業報告



平成27年度の活動状況

(公財)福岡県暴力追放運動推進センターでは、平成28年5月9日に平成28年度第1回理事会を、同月24日に同評議員会を開催し、平成27年度の事業報告を行いました。その主な内容は次のとおりです。

Report

広報啓発活動



◎暴力団排除意識の啓発、高揚

会報「県民の絆」、「企業対象暴力の現状と対策」「行政対象暴力の現状と対策」「民暴相談のしおり」等各種の広報資料を作成し、各自治体や賛助会員、或いは地域・職場で開催される暴力追放大会や暴力団排除活動において配付し、活用しました。

また、新聞の朝刊に「第24回暴力追放福岡県民大会」開催の広報記事を掲載し、県民の暴力団排除意識の啓発に努めました。

◎第24回暴力追放福岡県民大会の開催

平成27年11月27日、北九州市小倉北区室町の「北九州芸術劇場大ホール」において、県民約1,400名が参加し、「第24回暴力追放福岡県民大会」を開催しました。

第1部では、暴力追放活動功労者や暴力追放イメージポスター優秀者等の表彰を行った後、参加者全員が暴力団排除を力強く唱和しました。

第2部では、栃木県下野新聞社社会部長三浦一久氏による「狙われた自治体―鹿沼市職員殺害事件の教訓」と題した特別講演が行われ、参加者一同の涙を誘う感銘深い講演内容でした。



Report

暴力団からの離脱・就労支援活動

暴力団離脱者の急増及び就労支援活動を推進するため、雇用事業者の経済的、精神的負担を軽減すると共に、離脱者の就労先の拡充を図ることを目的とした「離脱者雇用給付金等支給規程」「協賛企業規程」「身元保証制度規程」を制定し、暴力団の離脱援助から就労支援に大きく活動をシフトしています。

Report

暴力団排除組織への援助活動

各自治体及び民間組織への援助活動

当センター職員を派遣し、暴力団排除に関する講演及びDVDの上映等により指導・助言等の支援を行いました。

地域住民の暴力団排除活動

地域住民による暴力団排除活動に対し、活動費用、広報資料、資機材の提供等の援助を行いました。

事業所への暴力団排除指導

企業や事業所等を訪問し、暴力団に関する情報交換や暴力団排除活動についての指導・助言を行いました。

Report 少年への広報啓発活動

県警少年課と連携し、少年に対する暴力団の影響を排除するための広報資料「みんなで考えよう！少年非行と立ち直り支援!!」を作成・配付しました。

また、暴力団から少年を守る活動の一環としてテレビCMを制作・放映しました。

なお、同CMについては、当センターホームページ（新着情報）から閲覧することが出来ます。



Report 不当要求防止責任者講習の実施

県公安委員会委託事業である「不当要求防止責任者講習」を30回実施し、2,206事業者2,221名の方が受講しました。

この他、公務所や暴力団排除関係団体、事業所等を対象とした臨時の暴力団排除講習会を開催し、各事業所の窓口業務における暴力団排除の促進に努めました。

平成27年度 不当要求防止責任者講習 受講事業者

業 種	事業者数	合 計
電気・運輸	131	2,206
金融・保険	346	
建設・不動産	381	
製造・卸・小売	341	
旅館・サービス	571	
農林・漁業	41	
その他(公務所等)	395	

Report 暴力追放相談活動

◎日常の相談活動

当センターに暴力追放相談委員が常駐し、面談して相談を受理し、また、電話、電子メールによる相談も受け付けています。

受理した相談は、相談者の要望により警察や弁護士へと引き継がれます。

平成27年度「相談受理状況」

相談内容	処理状況	受理件数	解決	他機関へ引継ぎ
暴対法9条各号の行為に係わる相談		25	25	0
縄張りに関わる禁止行為に関する相談		0	0	0
準暴力的要求行為の要求に係わる相談		0	0	0
勧誘・加入強要に係わる相談		1	1	0
離脱・就労等に係わる相談		10	8	2
暴力団事務所等に係わる相談		1	1	0
使用差止請求関係相談		0	0	0
民事訴訟に係わる相談		19	18	1
センター事業に関する相談		1499	1496	3
そ の 他		50	45	5
合 計		1605	1594	11

◎暴力団被害集中相談の開催

平成27年5月30日及び10月24日、当センター、警察、弁護士会の三者共催による「暴力団被害集中相談」を福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市の4カ所で開催し、合計17件の相談を受理し対応しました。



◎民暴特別相談日における 相談活動

毎月第1、第3水曜日に「民暴特別相談日」を開設し、民事介入暴力担当弁護士と連携を図り、相談を受理し対応しました。

社会貢献のため、暴力団離脱者を雇用

社会全体の暴力団排除機運の高まりや警察の取締りなどにより、暴力団離脱者は増加しています。

暴力団員の離脱を一層進めていくためには、暴力団離脱者が生活基盤を確立し、真に社会復帰して再び暴力団に戻らないようにする必要があります。

暴力団離脱者の社会復帰には、収入を得るための仕事は何より重要ですが、暴力団離脱者を雇用してくださる協賛企業がまだまだ不足しています。そこで(公財)福岡県暴力追放運動推進センター(以下「暴追センター」)の新事業により、暴力団離脱者を雇用してくださる協賛企業への支援を拡大することとしました。

Q1 協賛企業って何？

A1 暴力団離脱者を雇用する意思を有する事業者として暴追センターに登録された事業者です。



Q2 協賛企業になるための手続きは？

A2 協賛企業を希望する事業者は、**協賛企業登録申込書**を作成の上、暴追センターへの提出をお願いします。



Q3 新事業の内容は？

A3 新事業は2つあります。

一つ目は、**雇用給付金**です。

この給付金とは、暴力団離脱者を雇用した協賛企業に対して、

①雇用開始から6か月間は、月額最大8万円

②雇用開始から6か月経過後は、3か月ごとに最大12万円を2回

の1年間最大72万円をお支払いするものです。

二つ目は、**身元保証制度**です。

この身元保証制度とは、協賛企業が暴力団離脱者により被った損害等のうち、一定の要件を満たすものについて、**雇用から1年間、最大200万円まで**(損害等の内容に応じて1回につき50万円又は100万円が上限、回数制限なし)の見舞金をお支払いするものです。



可能な協賛企業を募集しています。

Q4 暴力団離脱者を雇用すれば雇用給付金の対象となるの？



A4 雇用給付金の対象となる主な要件は以下のとおりです。

- 暴追センターの協賛企業であること
- 警察や暴追センターに離脱支援、就労支援を申し出た離脱者を雇用したこと
- 次のいずれかに該当する離脱者を雇用したこと
 - ・ 県内に拠点となる事務所を有する暴力団からの離脱者
 - ・ 県内に住居を有する離脱者
 - ・ 相談時に県内に住居を有していた離脱者
- 離脱者が就労支援を申し出た日から3か月以内に雇用したこと など

Q5 どのような損害が身元保証制度の対象になるの？

A5 業務上の損害のほか、以下のような経費で雇用主が立て替えたもののうち、暴力団離脱者から未回収のものについて見舞金をお支払いします。



- ① 業務上の損害（雇用主の監督責任による部分を除く）
- ② 賃貸住宅の敷金・礼金等
- ③ 住宅退去時の現状回復費用
- ④ 貸与した携帯電話代（通常雇用主が負担する部分を除く）
- ⑤ 資格・免許等の取得に要した費用
- ⑥ 緊急時の医療費等（労災に該当するものを除く）
- ⑦ 財産犯罪による直接の損害（警察への被害届が必要）



Q1 協賛企業に関する問い合わせ先は？

A1 （公財）福岡県暴力追放運動推進センター 福岡県警察本部（協賛企業募集ダイヤル）

☎092-651-8938

☎092-622-0704

取引関係にない第三者からの 不当請求について

Q A建設会社は、工事案内板が公道にはみ出た状態で、工事を行なっており、現場担当者Bは、はみ出ていたのが僅かだったため、そのままの状態での休憩をとった。

Bが休憩から戻ると、Xが、Bに対し、「案内板が公道にはみ出ていたため、車をひっかけてキズができた。修理代を支払え。」等と要求してきた。

Bが、Xに対し、手持ちがないことを伝えると、Xは、Bに対し、念書の作成を求め、Bは、案内板が公道にはみ出ていたこと等に負い目を感じており、金額も高額にならないと思い、損害の金額を賠償する旨の書面に署名押印した。

そうしたところ、後日、Xより、全塗装の費用や代車費用等として100万円以上の請求があった。

A1 取引関係にない第三者からの請求の考え方について

本件のように、会社に対し、取引関係にない第三者から、高額な請求をされるケースがあります。このような請求は、不法行為に基づく損害賠償という法的構成によるケースが比較的多いです（民法709条、民法715条等）。

このような場合、本来であれば、請求する側のXが、加害行為が存在すること、Bに過失があったこと、Xに損害が発生したこと、加害行為と損害の因果関係等を証明しなければなりません。

単に負い目があること等から、このような事実確認や検討がなされないまま、お金を支払ったり、念書を作成してしまっているケースを度々見ますが、このような事実確認と検討は、必ず行うべきだと思います。

A2 どのように対応すべきだったか

まずは、Xの請求について、事実確認を行い、それを記録に残しておくべきです。本件でいえば、工事案内板のキズの状態、Xの車のキズの状態、これらのキズが整合するか、工事現場の状況、車の所有者等を確認し、写真で撮影しておく等の対応が考えられます。

また、すぐに会社に連絡し、支払いについては、会社に持ち帰って検討するべきです。

案内板が公道にはみ出ていたこと等については、謝罪してもらってもいいと思いますが、支払いや念書の作成には、応じるべきではありません。

A3 今後どのように対応すべきか

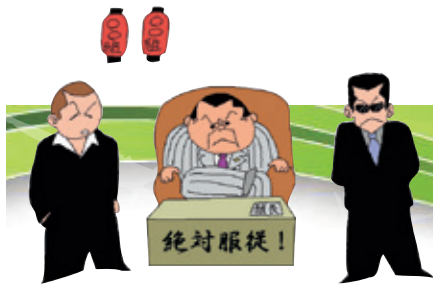
会社内で、A1の考え方から、Xに対し、支払いを行うべきかとその金額を検討することになります。念書が作成されておりますが、基本的に（念書の内容にもよります）、同様の考え方で検討することになります。

会社内での判断が難しい場合には、お早めに、弁護士等の専門家に相談されることをお勧めします。



担当弁護士
河野・野田部法律事務所
高藤基嗣 弁護士

〒810-0041
福岡市中央区大名2丁目4番22号
新日本ビル8階
TEL 092-741-5340
FAX 092-714-3412



全国の指定暴力団

(構成員数は、県外居住者を含む)

No.	名 称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区 篠原本町 4-3-1	篠田 建市	1都 1道 2府 40県	約6,000人
2	稲川会	東京都港区 六本木 7-8-4	辛 炳圭	1都 1道 16県	約2,700人
3	住吉会	東京都港区 赤坂 6-4-21	西口 茂男	1都 1道 1府 15県	約3,200人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市 小倉北区神岳 1-1-12	野村 悟	3県	約470人
5	旭琉會	沖縄県沖縄市 上地 2-14-17	富永 清	県内	約390人
6	六代目会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川 筋上ノ口上る岩滝町 176-1	馬場 美次	1道 1府	約140人
7	五代目共政会	広島県広島市南区 南大河町 18-10	守屋 輯	県内	約180人
8	七代目合田一家	山口県下関市 竹崎町 3-13-6	金 教煥	3県	約100人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市 甲突町 9-1	平岡 喜榮	県内	約70人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市 笠岡 615-11	中岡 豊	2県	約90人
11	道仁会	福岡県久留米市 京町 247-6	小林 哲治	4県	約550人

No.	名 称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
12	二代目親和会	香川県高松市 塩上町 2-14-4	吉良 博文	県内	約40人
13	双愛会	千葉県市原市 潤井戸 1343-8	塩島 正則	2県	約190人
14	三代目俠道会	広島県尾道市 山波町 3025-1	渡邊 望	5県	約110人
15	太州会	福岡県田川市大字 弓削田 1314-1	日高 博	県内	約140人
16	九代目酒梅組	大阪府大阪市 西成区太子 1-3-17	吉村 三男	府内	約30人
17	極東会	東京都豊島区 西池袋 1-29-5	曹 圭化	1都 1道 13県	約750人
18	二代目東組	大阪府大阪市 西成区山王 1-11-8	滝本 博司	府内	約160人
19	松葉会	東京都台東区 西浅草 2-9-8	荻野 義朗	1都 1道 8県	約720人
20	三代目福博会	福岡県福岡市 博多区千代 5-18-15	金 寅純	3県	約160人
21	浪川会	福岡県大牟田市 上官町 2-4-2	朴 政浩	1都 5県	約250人
22	神戸山口組	兵庫県淡路市 志筑 88-1	井上 邦雄	1都 1道 2府 32県	約2,800人

※本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成27年末のものを示している。
ただし、波川会の「名称」については、名称変更公示日(28年2月5日)のものを、神戸山口組の「名称」、「主たる事務所の所在地」「代表する者」については、指定公示日(28年4月15日)のものを示している。
※平成27年末における全暴力団構成員数(20,100人)に占める指定暴力団構成員数及び神戸山口組構成員数(約19,200人)の比率は95.5%である。

平成27年12月末における福岡県の暴力団勢力

●組織数 約150組織 ●暴力団構成員等の概数

		暴力団構成員		準構成員等		計		構成比
福岡県指定五団体	五代目工藤會	450 (470)	-40 (-50)	280 (340)	-20 (-10)	730 (810)	-60 (-60)	30.4%
	道 仁 会	330 (550)	±0 (-20)	130 (460)	+10 (±0)	460 (1010)	+10 (-20)	19.2%
	太 州 会	140	±0	70	-10	210	-10	8.8%
	三代目福博会	140 (160)	-20 (-20)	100 (150)	±0 (-10)	240 (310)	-20 (-30)	10.0%
	浪 川 会	140 (250)	±0 (±0)	100 (200)	+10 (+10)	240 (450)	+10 (+10)	10.0%
	六代目山口組	210	-80	170	-70	380	-150	15.8%
そ の 他		70	+60	70	+30	140	+90	5.8%
合 計		1480	-80	920	-50	2400	-130	100%

※()内は県外勢力を含んだ人数を表す。 ※増減は平成26年12月末時点の暴力団構成員等と比較したものである。
※増減及び構成比は、概数である。 ※「準構成員等」については、平成23年以前は「準構成員」と呼称していた。

地域・職域の暴排活動状況

平成28年上半年

福岡地区

- 福岡県弁護士会民暴新人弁護士研修会
平成28年1月26日

- 暴力団追放！
地域決起会議
(福岡地区)
平成28年2月3日

- 筑紫地区暴力追放
事業体等協議会
平成28年2月15日

- 福岡県タクシー協会暴力追放・
防犯協会推進協議会総会
平成28年2月18日

- 博多市民センター職員暴力団対応研修
平成28年2月29日

- 民事介入暴力等に関する連携協定締結式
平成28年3月15日

- 博多祇園山笠恵比寿流
暴力団排除教養
平成28年4月10日

- 株式会社 NIPPO
社内暴追研修
平成28年4月13日

- 早良・城南暴力団等
排除推進協議会 総会
平成28年4月16日

- 消費者相談連絡会 暴排研修
平成28年4月21日

- 五洋建設 社内暴追研修
平成28年5月10日

- 福岡市暴力追放推進協議会総会
平成28年6月8日

- 福岡県証券警察連絡協議会第10回総会
平成28年6月9日

- 三菱電機(株)九州支社 社内暴追研修
平成28年6月10日

- 生命保険協会防犯対策協議会(福岡地区)
平成28年6月13日

- 独立行政法人自動車技術総合機構 暴排研修
平成28年6月16日

- 飛島建設(株)九州支社 社内暴追研修
平成28年6月23日

- 第11回地域安全市民のつどい・
暴力追放決起大会(春日市)
平成28年6月26日



筑後地区

- 柳川市・みやま市暴力団追放総決起大会
平成28年1月11日

- 防対協筑後部会総会
平成28年2月5日

- 大川市・筑後市・大木町
合同暴力団追放総決起大会
平成28年2月6日

- 久留米市暴力団壊滅
市民総決起大会
平成28年6月1日

- 暴力追放事業体等
うきは地区協議会
平成28年6月16日

- 生命保険協会防犯対策協議会(筑後地区)
平成28年6月21日



北九州地区

- 北九州市行政対象暴力防止研修会
平成28年2月15日

- 繁華街暴力団排除会議in北九州
平成28年3月18日

- 建設業暴力団等
排除対策協議会
(臨時会)
平成28年3月24日

- 生命保険協会防犯対策協議会(北九州地区)
平成28年6月9日

- 北九州市暴力追放推進会議総会
平成28年6月29日

- 暴力団追放!地域決起会議(北九州地区)
平成28年6月30日



筑豊地区

- 平成27年度田川市民暴力追放総決起大会
平成28年2月15日

- 嘉麻市職員行政対象
暴力研修会
平成28年2月19日

- 平成28年度嘉麻市
暴力団等追放
市民総決起大会
平成28年6月9日



お知らせコーナー

民暴特別相談日の開設

◎主催／(公財)福岡県暴力追放運動推進センター
福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会

当暴追センターでは、暴力追放相談員と民事暴力担当の弁護士が待機し、県民の皆様からの暴力団等に関する困り事、悩み事の相談に応じる「民暴特別相談日」を下記のとおり開設しております。

暴力団等から不当な要求や嫌がらせがあったら、

迷わず、恐れず、お気軽に

ご相談下さい。

- 毎月第1、第3水曜日(休日、祝日を除く。)
午後1時30分～午後4時
- 面接、電話、メール ●相談無料、秘密厳守
- 相談先／(公財)福岡県暴力追放運動推進センター
TEL092-651-8938

メール soudan@fukuoka-boutui.or.jp
福岡市博多区吉塚本町13番50号
福岡県吉塚合同庁舎5階



開催日時

毎月第1・第3水曜日(13:30～16:00)

平成28年 7月	6日 20日	12月	7日 21日
8月	3日 17日	平成29年 1月	4日 18日
9月	7日 21日	2月	1日 15日
10月	5日 19日	3月	1日 15日
11月	2日 16日		

不当要求防止責任者講習のご案内

「不当要求防止責任者講習会」 をご存知ですか？

事業所を暴力団等から守るための講習会です。

暴力団対策法に規定する「不当要求防止責任者(暴排責任者)制度」として行われるもので、

- 暴力団等からの不当要求対応要領
- 不当要求の事例
- 暴力団の情勢等の講話、暴力団対策ビデオの上映などによる講習(約3時間)を実施しています。

受講の手続き

事業所で責任者を選任のうえ、「選任届書」を所在地を管轄する警察署に提出して下さい。後日県警本部組織犯罪対策課から講習会の案内通知が届きます。(費用は一切かかりません。)

受講のメリット

- 不当要求対応要領など不当要求防止の教材を無料で受領できます。
- 「受講修了書」「責任者講習受講事業所」のステッカーが無料で受領できます。
- 責任者の社内教育によって、暴排意識が高揚し会社と従業員を守ることができます。

※詳細は、福岡県警察組織犯罪対策課 TEL092-641-4141(内線4576)
(公財)福岡県暴力追放運動推進センター TEL092-651-8938

お知らせ

第25回 暴力追放福岡県民大会開催日程等案内

平成28年度「第25回暴力追放福岡県民大会」を下記のとおり開催いたします。多数のご参加をお待ちしています。



- 開催日時 平成28年11月22日(火)午後2時から午後4時まで
- 開催場所 福岡市中央区天神1-1-1
アクロス福岡「シンフォニーホール」
- 主 催 (公財)福岡県暴力追放運動推進センター
- 共 催 福岡県警察・福岡市

大会次第

- ・第1部 式典(暴力追放運動功労者表彰等)
- ・第2部 特別講演

暴力団排除 DVD の紹介

暴排のシナリオ

～ヤツらがあなたを狙っている!～

《第1話》

「機関誌・書籍・名簿等の
購読要求」(23分)

雑誌購読要求からエスカレートする再攻撃、そして不当要求防止責任者のアドバースから組織が役割を分担しながら、反社会的勢力を排除する様子を描きます。

《第2話》

「寄付金・賛助金・会費等を要求」(22分)

軽い気持ちで賛助金に付き合ったことで、不当要求が拡大していく様子を描きます。

また、暴追センターとの連携の重要性や暴排条例での企業側のペナルティーについても触れます。

《第3話》

「因縁をつけて金品や物品の購入を要求」(22分)

因縁をつけられて、金品を要求されるドラマを展開。

念書に対する注意点や警察の保護対策についても触れながら、悪質なクレーマーや反社会的勢力に付けいる隙を与えないことの大切さを訴えます。

《第4話》

「工事の下請け参入等の要求」(26分)

下請け参入要求とその拡大について、大企業を舞台に当事者が勇気を持って関係を遮断するまでの過程を描きます。

この他にも、当暴追センターには暴力団排除の研修用DVDがあります。暴排団体、企業や学校などに対し、無料貸し出しを行っておりますので、企業研修、会議、講習、職員研修及び学校での教養等にご利用下さい。



お知らせコーナーについてのお問合先／(公財)福岡県暴力追放運動推進センター TEL 092-651-8938

暴力団追放「三ない運動」^{ワン}₊₁の推進

みんなの力で社会の敵、暴力団を追い出し、明るい街をつくりましょう。

暴力団を「利用しない」

全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です

- 暴力団を利用したつもりが、骨の髄までしゃぶられます。
- 暴力団は、タダでは動かず、法外な金を要求されます。
- 暴力団は、相手が弱い、甘いと見るとトコトン食らい付き離れません。



暴力団を「恐れない」

恐れは「誤ったイメージから」
恐れることは暴力団を助長させる

- 暴力団は怖いものではありません。皆で相談し合い、団結して対応しましょう。
- 暴力団を恐れず「存在を許さない」とみんなであ決姿勢を持つことです。



暴力団に「金を出さない」

金が「腐れ縁の元」暴力団を支援・容認することになる

- 暴力団に金を出すことは、結果的には、暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
- 暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けてしぼり取るのです。
- 暴力団は、自らの遊びや組の活動資金を、常にかぎ回っているカネのための集団です。



暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」
暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。



暴力団が恐れているもの、それは、あなたの暴力団を恐れない「勇気」なのです。



暴力追放運動推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動

- 5 少年への暴力団からの働きかけを排除する活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者への支援活動
- 8 地域住民等に代わり、暴力団組事務所の使用差止訴訟を行う活動

賛助会員を
募集して
います



福岡県暴追センターでは、暴力団の存在しない安全で明るく住み良い福岡県の実現のため、暴追センターが行う各種暴排事業にご賛同頂きたく「賛助会員」を募集しております。多くの皆様のご入会をお待ちしております。

入会手続

詳しくは福岡県暴追センターまでご連絡下さい。
「入会申込書」をお送りします。

年会費

企業・団体～103万円、個人～105千円
(口数の制限はありません。会費は税法上の優遇措置があります。)

特典

会員の方には、福岡県暴追センター発行の「暴力追放賛助会員の証」、機関誌「県民の絆」、ポスター等民暴対策資料を提供いたします。



筑豊一宮 風治八幡宮

表紙:神社・仏閣シリーズ
川渡り神幸祭

永禄年間(1558年～1569年)、当時の伊田村に疫病が流行した際、村の氏神である風治八幡宮(ふうじはちまんぐう)

にその終息を祈願し、成就のお礼として幟山笠を奉納されたことが起源とされています。以来、五穀豊穡を願い、川渡り神幸祭(じんこうさい)は今日まで約500年続く歴史と伝統を誇る祭礼です。

1970年(昭和45年)には、福岡県の無形民族文化財第一号に指定され、今もなお多くの人に支持され愛される福岡県最大級の一大神事イベントです。

まつりは毎年決まって5月の第3土曜日とその翌日の日曜日に開催され、その2日間は地元の住民のみならず近隣の市や町からも多くの人が観覧に集まります。

お問い合わせは 公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階 TEL.092-651-8938 FAX.092-651-8988 <http://www.fukuoka-boutui.or.jp/>